

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷(十二第)

行發日一月四年四和昭

## 論叢

醫師と營業課税 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

マルサスの恐慌論 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

## 講演

長崎の機船底曳網漁業と金融情況 . . . . . 法學士 長谷川安次郎

## 說苑

フランスの新貨幣制度に就て . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒

英蘭銀行の成立及び發展過程に就て . . . . . 經濟學士 一谷藤一郎

大阪爲替會社の業績 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

最近の諸國幣制改革の傾向 . . . . . 經濟學士 島 本 融

## 雜錄

京都府に於ける士卒の歸農商に就て . . . . . 經濟學士 堀江 保藏

英國新聞界のコンツエルン . . . . . 經濟學士 磯部 喜一

國際統計協會と國際聯盟 . . . . . 經濟學士 菊田 太郎

(禁 轉 載)

# 英蘭銀行の成立及び發展過程に就いて (上)

一谷藤一郎

はしがき

英蘭銀行は其の長き歴史的發展の結果今や殆ど國內唯一の發券銀行として獨占的に銀行券を發行し、又一の財政機關として巨額の國庫金の收支を掌り公債に關する事務を併せ取扱ひ、更に銀行の銀行として倫敦市中銀行は勿論廣く一般地方銀行の最後の支拂準備金を保有し、英國金融市場に於て極めて優越せる地位を占むるものである。軌近株式銀行の發達は愈々顯著に所謂五大銀行の如く其の資本金及び積立金に於て英蘭銀行に優り或は之を蹶するの勢あるもの存在に及び、英蘭銀行の金融統制の上に有する勢力に就いて疑問を抱く者すら生ずるに至つたが、然し英蘭銀行が右の諸理由によりて尙よく金融市場に於て特殊なる地位を占めて居ることは事實である。其故に英蘭銀行が占むる特殊なる地位を歴史的に把握せんとすれば發券銀行としての一の財政機關としての一及び銀行の銀行としての英蘭銀行の三方面に就いて夫々研究を施すの要あることは明かである。然し今私は斯くの如き研究の最初の一部に該當する點、即ち英蘭銀行が如何にして設立せられ、又如何なる過程を経て其の特權的地位が確立せられたるかに就いてのみ聊か考察を試みたいと思ふのである。

## 第一序 說

現代に於て其の光輝ある歴史と優越せる地位とに大なる矜恃を有する英蘭銀行も決して最初より體系立てる理論によつて一の全體として其の設立が企圖せられたものではなく、又其の成立當

初に於ては現在見るが如き完全さを有してゐたのではなかつた。英蘭銀行は實際的必要に應せんが爲に幾多の困難に際會しつゝ、一歩々々と建設せられたものであつて、此の意味に於ては英國に於ける他の社會的的政治的諸施設に比し大なる特徴あるものではなかつたのである。<sup>1)</sup>

英蘭銀行成立當時の政治社會事情及び創立當初に於て英蘭銀行が政府に對して有して居つた關係が銀行といふより寧ろ一種の金融商 Finance Company たるの觀ありしこと及び其の形態、機能に就て何等組織的計畫のなかりしこと等よりして英蘭銀行は政府財政の窮乏を救濟するの目的のみより設立せられ、英蘭銀行は單に偶然の機會に産れ出でしもの、如くにも解せられる。<sup>2)</sup>

もどより一の事象の發生の爲には動機は必要不可欠のものであり、而も動機は何等かの偶然の機會に生ずるものである。然し此の偶然の動機の發生を必然ならしめる基礎がより根柢に存在すると見なければ事象の原因を徹底的に明瞭に把握することを得るものではない。其故、英蘭銀行成立の動機のみを見て英蘭銀行は單なる偶然の産物に過ぎぬと斷ずるは皮相なる見解と云はなければならぬ。財政窮乏の救済が英蘭銀行成立の動機であつたにしても其の動機を必然ならしめた基礎が其の根柢に存在するに非れば、假令其の成立が可能であつたにしても今日見るが如き大なる發展を遂ぐることは到底望み得なかつたであらう。若し政府の需要を充足せしむる爲にのみ設立せられたるものとすれば最初から其の發展に必要な條件を具備してゐないものと云ひ得られ得であらう。<sup>3)</sup> 其故、私は英蘭銀行成立の原因を基礎と動機とに分ちて考察を試みることにする。

1) Andréadès, History of the Bank of England. p. 402.

2) Philippovich, History of the Bank of England. p. 6. Introduction by H. S. Foxwell.

3) Philippovich, Die Bank von England. S. 13.

## 第二一 英蘭銀行成立の基礎

前に述べたるところよりして、英蘭銀行の成立に就いては其の直接原因たる動機の他に動機を必然ならしめた基礎を考察せなければならぬことが明かになつた。そして私は當時の經濟狀態を見、之が英蘭銀行の成立を促す素地となりしことを説明せなければならぬ。

(イ)十七世紀に於ける經濟の發達と金融機關。

現代見るが如き英國の經濟發展の基礎は實に十七世紀に築かれたのであつて、此の時期に於て英國の産業は中世に於ける諸々の羈絆より脱し顯著なる進歩を遂げた。此の事は十七世紀の初期と末葉との經濟狀態を比較すれば極めて明かである。即ち一六〇九年に當時の鉛製貨幣代用物 lead tokens が漸く銅貨と代へられし如き頗る幼稚なる狀態なりしに一六九四年には英蘭に於て最初の銀行券が兎も角流通する迄に進歩し、一六〇七年五十噸位の船舶四十隻に過ぎざりしものが一六九五年には二百噸以上の船舶四十隻となり、航海條例以前英國の商人達は大部分和蘭の船舶によつて彼等の商品を運搬せしに航海條例發布以後英國輸出入貨物の運搬は英人の手中に歸し此の結果貿易外の受取勘定を増加せしめた。更に一六〇〇年 10% なりし法定利子歩合は一六二四年に 8% となり一六六一年には 6% に遞下するに至つた。又一六〇〇年に地租收入漸く六百萬磅なりしものが、一六九八年には約一千四百萬磅の多きに上つてゐる。其の他纖維工業は徐々にではあるが然し健實に進歩し遂に和蘭より獨立し、十七世紀前半に於て織布は加工及び染色の爲

に和蘭へ輸出せられ其の額當時の輸出總額の約五分の一を占めてゐた。かく此の世紀を通じて行はれし打續く幾多の政治的宗教的紛争にも拘らず英國の經濟狀態は着實に著しく進歩したのである。

然るに英國に於ては現代の意味の銀行業は一六四〇年迄は存在してゐなかつた。それ迄の長き間凡ての商人達は其の所有に屬する地金及び貨幣は之を便宜と安全との爲に造幣局 Royal Mint at Tower に預託するの慣習を有してゐたのであるが、一六四〇年 Charles 一世が政府財政窮乏の爲とはいへ無謀にも其の預託せられたる地金及び貨幣を沒收した結果政府の威信全く地に墜ち商人達は夫々自己の金庫の中に貯藏するの他途なきに至つたのである。然るに之にも種々の弊害が伴ひ商人達を困憊せしめたのであるが商人達は内紛相次ぎ其の危険なるを豫知するや金匠 Goldsmith に其の地金貨幣を預託したのである。金匠は通貨に就き一般大衆よりもより正確なる知識を有し、其の預託せられたる貨幣を他に融通し有利に運用することを得たる結果預金に對し利子を與へたので金匠に對する預金は漸増するに至つた。而して金匠は其の預託せられたる地金及び貨幣に對し所謂金匠手形 Goldsmith Note を發行したのであるが金匠の信用厚き爲め、此の手形に對し認められる信用も大に轉輾流通するに至つたのである。金匠は Bankers と稱せられ大に活躍したのであるが一六七二年 Charles 二世が Exchequer の支出を停止し金匠よりの借入金を取却せざることを宣言するや金匠はもとより金匠の顧客たる一般商人達も大なる打撃を蒙り深甚なる影響は社會の各方面に及ぶに至つた。

4) £7,000,000 と見積られてゐる。

5) Philippovich, Die Bank von England, S. 13, 14.

6) Macleod, Theory and Practice of Banking, vol. I, p. 433.

7) £120,000 による。

8) 其の額 £1,328,526 に達す。

(ロ) 通貨の欠乏に對する不平と利子引下の要求。

前に述べたる如く英國の經濟狀態は十七世紀に於て異常の發達を遂げたのであるが之に伴ひ取引の決済に要する通貨の需要は漸次増大するに至つた。然るに當時英國に於ては猶太人及び商人達の間に利益を得るの目的を以て鑄貨を鑄造して海外に輸出することが盛に行はれ、さなきだに一般商業に従事せる人々の間に痛切に感せられてゐた通貨供給の不足に對する不平を愈々大ならしめ銀貨の欠乏は一六九〇年に其の極度に達した。<sup>10)</sup>

次に當時英國を凌駕し世界商業の覇權を掌握してゐたのは和蘭であつて英國は和蘭を目標として種々の政策を講じ自國の發展を策してゐたのであつた。彼の一六五一年に發布せられたる航海條例は其の一例である。而も尙和蘭商業の發展の顯著なる根本的原因是和蘭に於ける金利の低廉なるにありとの事實を發見するに至つた。英國に於ける利率も前述の如く一六〇〇年に10%なりしも一六六一年には6%となり漸次低下の傾向を呈せしもそれは單に名目に止まり依然として高利が貪られてゐたのである。Sir Josiah Childの如きは當時の利率6%は尙高利に過ぐるごし更に減じて4%となさんか英國の富は來るべき二十年の中に倍加せらるべしと考へた。<sup>11)</sup>

(ハ) 通貨の紊亂と紙幣發行の要求。

當時英國に於て單に通貨の供給が需要に對し不足であつたのみではなく通貨は眞に紊亂の状態にあつた。即ち通貨の質は粗惡を極め通貨は幾度か其の實價を切り下げられ、或は偽造せられ、遂に一六九四年には其の最高頂に達し其の殆ど凡てが法定重量をすら有せざるの有様となり、劣

9) Macleod, *ibid.* vol. I. pp. 441-442.

10) 約 1000 に付 25 の利益があつた。

11) Macleod, *ibid.* vol. I. p. 453.

12) Andréadès, *ibid.* p. 46.

悪な贋造貨幣が流通するに至つたが故に其の授受の際に非常なる手数を伴つた。而も鑄貨の價値は日々變更して止まらざるが如き極めて不安定な状態にあつたが故に商人達は彼等が受取つたと正に同價値に於て流通することの確實なる望を有する紙幣の發行を寧ろ希望するに至つたのである。<sup>13)</sup>

斯くの如く英國經濟社會は金融機關の不備に苦しめられ、之に伴つて通貨の欠乏、利子の高率及び通貨の混亂に痛く悩まされてゐたのであるが、一度眼を海の彼方に轉せんか、其處には既に古く Venice, Genoa の兩銀行の存するあり、近くは一六〇九年に設立せられし Amsterdam 銀行あり又 Hamburg 銀行あり、是等は當時何れも大銀行として大いて活躍し、而も Genoa 銀行を除きたる他の諸銀行は凡て商人の便宜の爲に設立せられしものであつて、Amsterdam, Venice, Hamburg 等に於ては凡ての手形及び大口の支拂は通常其等の銀行に於て決済せられ商人の之が爲に要する手数が省略せらるゝこと大であつた。更に此の他に Naples, 及び Bologna 銀行あり、是等二銀行は Genoa 銀行と共に他の三銀行と異り其の資金を國家に貸上げ以て利益が産み出さるべき源泉と看做し、特權を享受してゐた。<sup>14)</sup> 是等の事情を熟知せる英國國民が政府を促して一方に於ては商業の便宜を計る爲に紙幣を發行し、これによりてそれ自身の信用を維持するのみならず他方に於て政府に貸上をなし其信用を支持するが如き機關設立に對する要求が英蘭銀行設立の素地となつたことは明かであらう。

以上述べたるが如くにして英國に於て銀行設立に對する要求は漸次強烈となり他日英蘭銀行成

13) 當時の状態に就ては Macleod, *ibid.* vol. I. p. 454 以下に詳細の叙述がある。

14) Andréadès, *ibid.* p. 47 以下。

15) Macpherson, *Annals of Commerce.* vol. II. p. 656.

立の基礎を作つたのであるが、如何に基礎が確立するも一の事象が現實の形態となつて現はれる爲には何等かの外界の機縁或は動機が必要である。此の意味に於て動機は極めて重大なる任務を有するものと云はなければならぬ。然らば動機とは如何なるものであつたか？ 次節に於て之を明にするであらう。

### 第三 英蘭銀行成立の動機

William 三世即位の當時、英國の財政収入は約百六七十萬磅であつて其の大部分は陸海軍の費用に充てられてゐたのである。然しかゝる収入のみを以てしては戰時は勿論平時に於てさへも尙不足であり諸種の租税が新に課徴せらるゝことゝなつたが依然財政収入は不足であつた。而も政府の信用は Charles 一世及び二世の悪き先例が禍し當時倫敦に於て巨額の借上げの困難なるはもとより、僅少の借上金すらも容易ならざる迄に薄弱であつた<sup>16)</sup>。然るに佛蘭西との戰爭開始せらるゝや平時に於てすら尙不足なる収入は愈々不足を告げ政府は非常なる窮境に陥ることゝなつた。時の藏相 Montague は一六九二年にトンチン公債を發行し其の他富籤公債を發行する等臨機の應急策を採りしも尙所要の經費を満すを得ず財政は依然窮乏を告げてゐたのである<sup>17)</sup>。茲に於て當時一般の要求せし一の銀行を設立し之によつて資金を借上げ窮境を切抜けんとしたのである。以上述ぶるが如にして確立せし基礎の上に動機が働きかけ兩者は互に固く結合して遂に英蘭銀行を産み出さんとするの機運は愈々熟することゝなつたのである。

16) Macpherson, Annals of Commerce. vol. II. p. 657.

當時政府は資金の借上げに大なる困難を感じ僅か十萬二十萬磅を借上げる爲にも倫敦市會に町重に懇願せなければならなかつたのである。

17) Macleod, *ibid.* vol. I. pp. 445-446.



#### 第四 英蘭銀行創設の計畫と其の反對論

英蘭銀行設立の機運熟すると共に之が計畫は多數の人々によつて發表せられたのであるが、<sup>18)</sup>是等の計畫の大部分は彼の Amsterdam 銀行を範としてゐたかのやうに見える。然し假令此の銀行が和蘭にとつては貴重なるものであり且有用なるものであることは疑なきことであつたとしても、それが果して英國に於て適當であるか否かは甚だ疑問である。そは兎も角として過去數年間に於て Genoa 銀行を範とし同時に當時の個人銀行の如く銀行券及び手形を流通せしめ得るが如き銀行設立の計畫に注意が向けられてゐたことは事實である。<sup>19)</sup>而して藏相 Montague によつて採用せられたるものは William Paterson の案であつた。彼は既に一六九二年に年々六萬五千磅の經費を支出して百萬磅の資金を政府の爲に調達せんとする計畫を樹てしも失敗に終り、次いで一六九四年の初に二百萬磅を年々<sup>20)</sup>の利子で調達せんとするの計畫を樹てしも之も亦實現を見ずして止んだ。<sup>21)</sup>斯くて彼は一度ならず再度の失敗にも拘らず些も落膽するどころなく更に年額十萬磅の經費を支拂ひて百二十萬磅の資金を政府の爲に調達せんと企てた。彼が一度此の計畫を發表するや Michael Godfrey, Sir Edmundbury Godfrey 及び當時東印度會社に對し不滿の念を抱き居りし人々は何れも Paterson を支持し事實に於ては寧ろ彼に取つて代りし Michael Godfrey が此の計畫の先頭に立つてゐた。而して遂に此の計畫は Ways and Means Bill 或は所謂 Tonnage Bill の中に挿入せられることとなつた。當時 Michael Godfrey は「若し銀行が三十萬磅以上を死藏せず百二十萬

18) Hugh Chamberlain, Henry Robinson, William Paterson 等。

19) Macpherson, *ibid.* vol. II. p. 656.

20) 彼は 1658 年に生れ自由黨に屬し、漸次富裕となり有力者となつたが幼時海賊の群に投じたることあり又宣教師たりしことありしと云はれてゐる。

21) Macleod, *ibid.* vol. I. p. 447.

磅の資金を運轉することを得るならば銀行は九十萬磅を新たに英國に齎らすことを得るであらう。かくて銀行は通貨を豊富にし商業を容易に且安全に營ましむることが出来る……然し結局此の計畫の望ましき効果は社會に大なる便宜を供する時に始めてよく了解せられるであらう。而して此の銀行の大なる利益に就ては最早是れ以上云々する必要はないであらう<sup>22)</sup>と述べ頗る自信を有してゐたかのやうである。

然るに此の計畫に對しては其の熱心なる支持者の間にすら幾多の誤解と疑問とを以て見られてゐたのであるが<sup>23)</sup> (一)個人銀行業者及び高利貸、(二)英蘭銀行に對し競争的地位に立つべき企圖の計畫者及び(三)自由黨員にして意見を異にする者及び保守黨員等の、經濟、政治の兩方面に於て反對的地位に立つ人々から各々異なる動機からではあるが而も一樣に極めて激烈な攻撃が此の英蘭銀行創設の計畫に對して加へられた<sup>24)</sup>。

即ち銀行業者達は英蘭銀行は國內の凡ての資金を吸収し其の結果商業に従事する人々に高き利子を強制的に支拂はしむることゝなるであらうことを憂慮し、競争的地位に立つべき企圖の計畫者達は銀行が餘り有力となればそれが經濟社會の中樞的地位を占むるは勿論、やがて銀行の失墜は英國全體の産業の破滅を來たすであらうことを恐れた。而して自由黨員にして意見を異にする者達及び保守黨員は此の計畫に反對することに於ては一致してゐるが其の論據は全然反對であつた。即ち前者は政府が自由に銀行より資金を借上ぐるを得るの結果銀行の設立は財政上の制肘従て一國政策の牽制を有名無實にし結局專制王國に導くであらうと考へた。此の故に銀行が議會の

22) Macpherson, *ibid.* vol. II, p. 660.

23) Macleod, *ibid.* vol. I, p. 450.

24) Rogers, *The first nine years of the Bank of England.* p. 9.

協賛無くして政府に貸上ぐることを禁止する旨の規定が法律の中に挿入せられることゝなつたのであると云はれてゐる。後者は英蘭銀行の設立は共和國へ一步近づくものであると考へた、蓋し銀行と專制王國とは兩立せざるものと考へられてゐたからである。<sup>25)</sup>

## 第五 英蘭銀行の成立及び噸税法

以上述べし如き諸々の反對論が輿論を刺戟したることは勿論又それは當時上院 House of Lords を形付つてゐた土地所有者達の間に大なる恐怖の念を惹き起さしめ、議會に於ても反對論盛んに一時案の運命は非常に氣遣はるべき状態にありしも漸く辛じて兩院を通過し且つ樞密院に於ても Mary 女王の御前に於て激烈なる論戰の後通過し所謂 Tonnage Act は一六九四年四月二十五日に裁可を得茲に英蘭銀行の成立は確定したのである。<sup>26)</sup>

そこで資本の募集は同年六月二十一日より Mercers' Chapel に於て開始せられ、應募を奨励する爲に最初の三日間は百磅に付二磅十志、第四日は同じく二磅、以下順次日々五志宛遞減する割戻金が支拂はれた。<sup>27)</sup> 最初の三日間の應募額は六十萬磅に達し七月二日に申込額は満額に達した。<sup>28)</sup>

七月十日應募者の中より選ばれて Sir John Houbton は總裁に Michael Godfrey は副總裁に就任し翌十一日に最初の重役二十四人が選舉せられ、計畫者 William Paterson は其の一人であつた。七月二十七日英蘭銀行設立の認許狀公布せられ、英蘭銀行の成立は茲に於て形式的にも實質的にも確定せられることゝなつた。<sup>29)</sup>

25) Andréadès, *ibid.* p. 69.

26) Macleod, *ibid.* vol. I, p. 448. Andréadès, *ibid.* pp. 70-71.

27) 是等の割戻金は Civil List の中より支拂はれた。

28) 此の中に Mary 女王の申込一萬磅があつた。

29) Rogers, *ibid.* p. 2.

此の記憶せらるべき一六九四年は東印度會社に關する諸規定が變改せられた年であり、又初めて投機的熱狂が全國を襲ふた年であつて後年見るが如き諸々の現象は既に當時に於て現はれてゐたのである。唯後年のそれに比し異なる點は前者が資金の餘裕大なる際に生ずるに反し後者は數年間の巨額の戦費を要し正貨の非常なる缺乏を來せし時に發生せしことである。<sup>30)</sup>

次に噸税法の内容を概觀し英蘭銀行成立の法的基礎を明かにするであらう。Tonnage Actは詳しくは“An Act for granting to their Majesties several Rates and Duties upon Tonnage on ships and vessels, and upon beere, ale and other liquors for securing certain recompenses and advantages, in the said act mentioned, to such persons as shall voluntarily advance the sum of fifteen hundred thousands pounds towards carrying on the war against France.”と稱せられてゐる。而して其の第一條より第十七條迄は諸々の租税の金額、徵收方法及び期間等租税の賦課徵收に關する諸規定を含み、第十七條以下第三十二條迄が英蘭銀行の成立に關する諸規定である。第三十三條以下は殘額三十萬鎊を貸上げたる者に與へらるべき年金に就いての規定である。以下英蘭銀行成立に關する主要なる諸規定を見ることとする。

(1) 對佛戰費として百五十萬鎊の中百二十萬鎊を貸上げる者に對しては The Governor and Company of the Bank of England と稱する會社を組織することを得、而して同會社に對しては政府より年額一萬鎊を與ふべし(第二十條)

(2) 英蘭銀行は普通會社の特權以外に土地及び其の他凡ゆる世襲財産を個人の場合と同様に所有し、それより生ずる貸子、小

30) Andréadès, *ibid.* p. 74.

31) Macpherson, *ibid.* vol. II. p. 66r.

32) Maileod, *ibid.* vol. I. p. 452. Rogers, *ibid.* p. 5.

33) 貸上金 £1,200,000 に對する 8% の利子 £96,000 と經營費 £4,000 との合計である。

作料等を受用することを得、尙其の株券は讓渡することを得べし(第二十條)

(3) 銀行は爲替手形の取引、地金銀の賣買、一定の條件の下に商品34)を擔保として貸出をなすことを得、其の他銀行所有の土地より生ずる産物を賣却することを得(第二十八條)

(4) 但し其の直接たると間接たるを問はず商品自ら賣買し或は他人をして銀行の爲に商品の賣買をなさしむることを禁ず、若し之に反する時は商品價格の三倍の罰金を科せらるべし(第二十七條)

(5) 銀行は百二十萬磅を超過して債務を負ひ又は保證を與へることを許さず但し議會の法律により認められたる時は此の限に非ず。此の制限を超過して債務を負ひたる場合各株主は各自個々の能力に應じて其の責を負ふべきものとす(第二十六條)

(6) 如何なる人々に對し發行せられたる手形も裏書により轉讓流通することを得(第二十九條)

(7) 銀行が議會の許可なく王領地を購入し又は皇帝に貸上げし場合銀行は貸上金の三倍の價格を沒收せらるべし(第三十條)

(8) 凡ての罰金は政府より與へらるべき十萬磅の中より支出せらるべし(第三十一條)

其の他設立の手續に關する諸規定を掲ぐれば次の如くである。

(1) 八月一日以前の本國人、外國人及び諸々の公私人よりの申込を受理する爲に委員を任命すべし(第二十條)

(2) 八月一日迄に資本金の半額の申込あらざる時は應募者の會社を組織するを許さず(第二十五條)

(3) 一人にて二萬磅以上の申込をなすことを得ず、申込と同時に其の四分の一を拂込み殘額は一六九五年一月一日迄に拂込むべし、若し殘額の拂込をなさざる時は最初の拂込は無効たるべし(第二十三條)

(4) 一六九五年一月一日迄に百二十萬磅全額の拂込がなされざる時は拂込金に對し四割の利息が支拂はるべし。一七〇五年八月一日以後一ヶ年間の豫告を以て其の貸上金全部償還せられると同時に會社は消滅に歸すべし(第二十一條)

等の規定がある。

34) 契約期日後3ヶ月以内に返済せられざれば其の擔保に提供せられた商品を賣却することを得るといふ條件。

其の他英蘭銀行は其の會社なるが故に賦與せられし特權例へば役員選舉に關する規定、會社財產の獨立、原告及び被告となるの能力、及び英國の一般法律に反せざる限り規則を制定し得る權利等の特權を除けば特に英蘭銀行なるが故に與へられし特權とも看做すべきものは僅に第二十條に規定せられたる土地其の他凡ゆる世襲財産を個人の場合と同様に所有しそれより生ずる賃子、小作料等を享受するを得るに過ぎずして事實殆どかゝる特權なしといふも敢て過言ではないのである。即ち先づ其の設立に就いても英蘭銀行は其獨占的地位を確保せられてはゐない。即ち後年見るが如き英蘭銀行が存続せる限り法律によりて他の銀行が設立せらるゝを禁止するといふが如き規定は存してゐなかつたのである。更に銀行券の發行に就いても最初より獨占的地位を占めてゐたのではなく若し英蘭銀行が欲するならば政府に對する貸上金額を超過せざる限り發行するを得るといふに止まり他の諸銀行の銀行券發行を禁止するといふが如き規定は全然存在してゐなかつた。斯くの如く英蘭銀行は其の創立當時に於ては何等獨占的色彩を有する特權が認められてゐなかつたことは、他の歐洲大陸に於ける諸銀行と比較して重大なる相違をなすものであると云ふことが出来る。<sup>36)</sup>

斯くの如く英蘭銀行は其の創設の際には何等獨占的色彩を有してゐなかつたのであるが其の後政府との關係を漸次密接にし事ある毎に政府に對し忠勤を怠らざりし結果其の特權的地位が確立せられるに至つたものである。然らば其の特權的地位は如何にして確立せられるに至つたのであ

35) Macpherson, *ibid.*, vol. II, pp. 660-66r.

36) Andréadès, *ibid.*, p. 83. Philippovitch, *ibid.*, p. 5, Introduction by H. S. Foxwell.

らうか？ 此の問題を考察するに先立ち尙少しく補足すべき點が残されてゐる。以下簡單に之を述べることにする。

英蘭銀行の資本金は全部政府に貸上げられ、之に對し政府の發行せし公債は英國最初の永遠公債であつたと云はれてゐるが、<sup>37)</sup>然し其の全部が現金にて政府に貸上げられたのではなく現金にて貸上げられしは百二十萬磅の中 60% にして殘額は銀行券 支拂はれたのである。蓋し事實に於て政府の必要なり 額は七十二萬磅に過ぎず此 結果殘額四十八 磅は經濟界に流通さる爲に残されてゐたからである。<sup>38)</sup>そはともあれ、右の規定によれば政府の借上金は一七〇五年に返還せられる時は英蘭銀行の特権は一七〇六年限停止せらるべきこととなつてゐたが、それにも拘らず當時有識階級の人々は政府がかかる便宜な會社を消滅せしむるであらうなどは決して考へてゐなかつたといふことは注目すべき事實である。<sup>39)</sup>

37) Rogers, *ibid.* p. 18.

38) Rogers, *ibid.* p. 20.

39) Rogers, *ibid.* p. 18.